

平成 2 3 年度

福島町議会定例会 9 月第 2 回会議

平成 2 3 年 9 月 2 1 日 (水)

議会提出議案
(追加)

福島町議会

平成23年度福島町議会定例会9月第2回会議議会提出議案目次（追加）

番 号	件 名	頁
意見書案 2	原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書の提出について	2
3	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	4
4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について	6
5	2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提出について	9

意見書案第2号

原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年9月21日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 熊野 茂 夫

原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災による日本の原子力発電史上未曾有の重大事故となった東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生後6ヵ月以上を経過した現在でも収束の目途は立っていません。

この事故は、多くの地域住民が長期にわたる避難生活を強いられ、避難地域以外の住民も通常より高い放射線の中で生活しています。また、「福島産」の農作物ばかりか、京都市における伝統行事においても「放射能による危惧」のため、全国的な賛否を問う議論が発生し、被災地における避難生活を余儀なくされている被災者の心情に大きな傷跡を残すものと考えられます。

全国的な放射能による混乱の中、国民の原子力政策に対する不信・不安は頂点に達しており、約7割が「脱原発」を支持しています。

人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難です。将来に「負の遺産」を残さず、安心して安全な国民生活を保障することが重要な政策です。

政府は、原子力発電の『安全神話』が崩壊し、国民の信頼を大きく失ったことに目を向け、これまでのエネルギー政策の転換を早期に進め、自然エネルギーを推進することを求め、次の事項を実施されることを強く要望します。

記

1. 原子力発電中心のエネルギー政策を早期に見直し、自然エネルギー政策への転換を促進すること。
2. 既存の原子力発電所を段階的に運転中止し、計画的な廃炉を打ち出すこと。
3. 世界的に撤退しているプルサーマル計画を廃止すること。
4. 青森県大間原子力発電を始めとする原子力発電所の建設を中止し、新たな建設や増設を行わないこと。
5. 放射線の拡大は予測できないことから、現行の緊急時計画区域（EPZ）を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣

意見書案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年9月21日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 熊野 茂 夫

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、経済産業大臣

意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年9月21日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 熊野 茂 夫

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討がすすめられています。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育制度堅持のとりくみをすすめていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1／2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画（案）」を策定し、初年度分として8300人の教職員定数改善を要望しましたが、2300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場においては子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」「子ども手当」が引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元など、下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう要請します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1／2に復元すること。
2. 文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。
当面、小学校2年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
3. 学校教育法第37条3項を削除し、ゆきとどいた教職員配置を実現すること。

4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

意見書案第5号

2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり、議会会議条例第17条第3項の規定により提出する。

平成23年9月21日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 熊野 茂 夫

2012 年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書

道教委は6月7日、2012年度から3年間の「公立高校配置計画案」と2015年度から4年間の見通しを示した「公立高等学校配置計画案」および「公立特別支援学校配置計画案」を明らかにしました。

「公立高等学校配置計画案」は、「生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応する」としながら、全道的な中学卒業者の減少傾向や教育水準の維持向上などを口実に、3年間で12校12学級の機械的学級削減を示すとともに1校を募集停止とするとしています。

また「公立特別支援学校配置計画案」は、知的しょうがいのある生徒の高等部への進路希望者を受け入れるためとして、2校2学級の定員増を行うとし、しょうがい児学校全体では卒業予定者数の118%の定員を設定するとしています。

このような再編統廃合によって、子どもたちは遠距離通学等を余儀なくされ、精神的・身体的負担が増大するばかりか、保護者に経済力がなければ、通学を断念せざるをえません。

教育の本質は、個人の尊厳を基盤とした「人格の完成」にあります。子どもたち一人ひとりを大切にして、潜在的な可能性を最大限に開花させる「ゆたかな高校教育」の実現をめざし、中学卒業生数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、ゆきとどいた教育を行うことが必要です。そのために、憲法・「47教育基本法」・「子どもの権利条約」にもとづき、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を権利として保障する「高校教育制度」を創り出し、未来に夢や希望が持てる進路保障を確立することが重要です。

以上の趣旨にもとづき、道教委の「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求めるとともに、次の事項について要請します。

記

1. 道教委の「公立高校配置計画案」及び「公立特別支援学校配置計画案」は、地元の高校を存続させてほしいという子ども・保護者・道民の切実な願いを踏みにじり、機会均等や子どもの学習権を奪うとともに、地域の教育・文化だけでなく地域そのものを崩壊させることから、ただちに撤回・再考すること。
2. 地域キャンパス校の「募集停止」は、その地域に生活する子ども・保護者に遠距離通学や下宿生活などを強いるばかりか高校進学を断念せざるを得ない状況に追い込むだけでなく、全道各地に広がる地域キャンパス校や小規模校のある地域の子どもの保護者・住民などに進路や将来に対する不信と不安を一層増大させ、地域そのものを瓦解させることから、撤回すること。
3. 「石狩学区の1学区」など学区拡大や「学校裁量問題」の導入は、受験競争

を激化させ、高校の序列化を招くとともに、遠距離通学や保護者の経済的負担増、小規模校の統廃合を加速させるなど、多くの弊害を生じさせることから、撤回・再考すること。

4. 道民の広範な意見を聞き、子どもたちを受験戦争から解放し、「序列化」「高校間格差」「地域間格差」を解消すること。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 北海道教育委員会委員長